

定 款

一般社団法人熊本県警備業協会

一般社団法人熊本県警備業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人熊本県警備業協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、警備業務の実施の適正を確保し、警備業の健全な発展を図り、もって、社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 警備業務の適正化に関する指導並びに調査研究
- (2) 法令等の規定に基づく研修等の受託事業
- (3) 警備員及び警備員指導教育責任者等警備業務に従事し、又はしようとする者に対する教育訓練並びに研修
- (4) 警備業に関する功労者等に対する表彰
- (5) 警備業に関する相談及び苦情の処理
- (6) ホームページの運用、機関誌の発行その他広報啓発活動
- (7) 警備技術及び警備用資機材等に関する調査研究並びにこれら資機材等及び警備業務に係る教育関係図書の紹介・斡旋
- (8) 関係行政機関等の行う地域安全、防災及び事故防止活動等に対する協力、支援活動
- (9) 地域防災計画等に基づく大規模災害発生時における協力、支援活動
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(全警協への加入)

第5条 本会は、第3条に規定する目的を達成するため、一般社団法人全国警備業協会に加入する。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

次に掲げる要件のすべてを満たした個人又は団体

(ア) 熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から、警備業法第4条に規定する認定を受け、又は公安委員会に同法第9条に規定する届出書を提出しているもの。

(イ) 第3条に賛同して入会したもの。

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助する個人又は団体で本会に入会したもの。

(入会)

第7条 本会に入会しようとするものは、書面をもって入会の申し込みを行い、理事会の承認を得る。

2 前項のほか入会の手続き等について必要な事項は、理事会において別に定める。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 本会の運営上特に必要がある場合は、総会の決議により、正会員から臨時会費を徴収することができる。

4 入会金及び会費の納入方法等について必要な事項は、理事会において別に定める。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、総会の決議をもって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせる行為があったとき。

(2) この定款又は総会の決議若しくは本会の規則に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合は、会員としての資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第6条に定める会員の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費（臨時に徴収する会費を含む。）を納入しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

2 会員は、前項により資格を喪失した場合であっても、在会中の義務を履行する責務を負う。

(抛出金品の不返還)

第12条 本会は、会員がその資格を喪失したときにおいても、会員資格喪失前に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 総会

(種別)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の定時総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 入会金、会費の額
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (5) 理事、監事、顧問及び相談役の費用の弁償の基準
- (6) 定款の変更
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (8) 会員の除名

(9) 解散及び残余財産の処分

(10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由について書面をもって示し、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会は、次の事項を決議しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項(当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要(確定していない場合はその旨)を含む)

(3) 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、法人法第41条に定める議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(以下「総会参考書類」という。)に記載すべき事項及び議決権行使の期限

4 会長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対して前項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

5 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

(1) 総会参考書類

(2) 議決権行使書面

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、開催することができない。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上あって、総正会員の議決権3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第22条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、その議決権を代理人に代理行使させることができる。この場合においては、その正会員は当該総会に出席したものとみなし、当該正会員の議決権の数は第21条の議決権の数に参入する。

(書面による議決権行使)

第23条 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、正会員は、法人法第41条第1項に規定する書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その正会員は当該総会に出席したものとみなし、当該議決権の数は、第21条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第24条 総会の議事録については、法令で定められるところにより、議事録を作成する。

2 総会で議事録署名人として選出された正会員は、前項の議事録に記名押印する。

3 総会の議事録については、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員の種類別)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 前項の理事の中に、次の各号に掲げる役職を設ける。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専務理事 1名

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、本会の理事及び使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を遂行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事会において定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事に対して、総会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第32条 本会に、任意の機関として、顧問1名及び相談役1名を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の運営に関する重要事項につき会長の諮問に応じ、意見を具申することができる。
- 3 相談役は、本会の運営に関し、意見を述べるすることができる。
- 4 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

(顧問及び相談役の報酬等)

第33条 顧問及び相談役は、無報酬とする。

- 2 前項の規定に係わらず、顧問及び相談役に対して、総会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の日の1週間前までに、理事及び監事に対して、場所及び理事会の審査事項並びにその内容を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前号前段の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条の2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、理事の全員が文書または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する決議があったものとみなす。

- 2 前項の提案について監事が異議を述べたときは、同項の規定はこれを適用しない。

(議事録の作成)

第40条 理事会を開催した場合は、議事録を作成し、出席した会長及び監事が記名押印した上で、理事会開催の日から10年間、事務所に備え置くものとする。

第7章 委員会

(設置等)

第41条 理事会は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認める場合にあっては、委員会を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、理事会が定める規程による。

第8章 事務局

(設置)

第42条 当会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 会計等

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更した場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び収支決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3カ月以内に、会長が

次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。
- 3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、法人法第148条各号に掲げる事由が生じた場合に、解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 雑則

(公告の方法)

第50条 公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(その他)

第51条 本定款に定めるもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行を伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は西恭介とする。
- 3 この法人の最初の専務理事は小林教昭とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行の伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 社団法人熊本県警備業協会の定款は、附則第4項に規定する解散の登記の日に廃止する。